

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)【令和6年(2024年)6月1日改定分】

1 施設等区分

区分	基準
通常規模型 【要件変更】	<p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。</p> <p>イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準次のいずれかに適合していること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p>(一) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。</p> <p>(二) 指定居宅サービス基準 112 条に定める設備に関する基準に適合していること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p>(一) (1)(一)に該当しない事業所であること。</p> <p>(二) (1)(二)に該当する事業所であること。</p> <p>(三) 指定通所リハビリテーション事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>(四) 当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の数が10人以下の場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</p>
大規模型 【要件変更】	<p>□ 大規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準</p> <p>(1) イ(1)(一)に該当しない事業所であること。</p> <p>(2) イ(1)(二)に該当する事業所であること。</p> <p>(3) イ(2)(三)及び(四)に該当しない事業所であること。</p>

※ 定員変更に伴う規模の変更が必要な場合は、「通所リハビリテーションの算定区分確認表(令和6年6月版)」を添付して届出してください。

2 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、継続して算定する場合は、変更された要件を確認してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【新設】	<p>なし</p> <p>* 基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。</p> <p>(虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
業務継続計画策定の有無 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【新設】	<p>なし</p> <p>* 基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。</p> <p>なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</p>
入浴介助加算 (通所リハビリテーション) 【要件変更】	<p>□ 平面図・浴室の写真(加算 I → II 又は II → I に変更する場合は不要)</p>

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。

項目	添付書類
リハビリテーションマネジメント加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし *加算(口)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 (通所リハビリテーション) 【新設】	なし
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし *「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」を限定しない場合は、両方にチェックして届出してください。
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし
口腔機能向上加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし *加算(Ⅱ)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
一体的サービス提供加算 (介護予防通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし *栄養改善体制、口腔機能向上加算をいずれも実施した場合に算定可能です。
科学的介護推進体制加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【要件変更】	なし *「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 *改定された「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を必ずご確認ください。
介護職員等処遇改善加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 【新設】	口処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式 *計画書の提出期限は「令和6年4月15日」です。「介護職員等処遇改善加算」に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、計画書と併せて提出してください。

3 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号) ※	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老老発0317001)

※ 「運動器機能向上体制」及び「事業所評価加算」は削除となりました。

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。